

前橋都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

区分	年 次	令和 2 年 (基準年)	令和 12 年 (基準年の 10 年後)
都 市 計 画 区 域 内 人 口		838.3 千人	おおむね 804.2 千人
市 街 化 区 域 内 人 口		585.0 千人	※1 おおむね 562.6 千人
配 分 す る 人 口		—	おおむね 548.9 千人
保 留 す る 人 口		—	おおむね 13.7 千人
	(特定保留)	—	0.0 千人
	(一般保留)	—	おおむね 13.7 千人

※1 令和 12 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

理 由

令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和12年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

また、別添計画図表示のとおり、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）で、開発事業の実施が確実となった下記の地区（1、2）及び、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）の下記の地区（3）を市街化区域に編入するもの。

記

1. 龜里北地区（新市街地） : 面積約 6.2ha
2. 力丸工業団地西地区（新市街地） : 面積約 7.8ha
3. 三俣駅東地区（既成市街地） : 面積約 1.5ha

前橋都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

年 次 区 分	新		旧	
	令和 2 年 (基準年)	令和 1 2 年 (基準年の 10 年後)	平成 2 7 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	838.3 千人	おおむね 804.2 千人	836.6 千人	おおむね 811.3 千人
市街化区域内人口	585.0 千人	※ 1 おおむね 562.6 千人	571.1 千人	※ 1 おおむね 562.9 千人
配分する人口	—	おおむね 548.9 千人	—	おおむね 548.8 千人
保留する人口	—	おおむね 13.7 千人	—	おおむね 14.1 千人
特定保留	—	0.0 千人	—	0.0 千人
一般保留	—	おおむね 13.7 千人	—	おおむね 14.1 千人

※ 1 令和 1 2 年及び令和 7 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。